

令和4年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

令和4年2月17日 開会

令和4年2月17日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和4年2月17日（木曜日）午後3時開議

- 日程第 1 議席の指定（新議員）
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 提案理由の概要説明
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を設定する件
- 日程第 8 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 9 議案第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第10 議案第4号 令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件
- 日程第11 議案第5号 令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第12 議案第6号 令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件
- 日程第13 議案第7号 令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 日程第14 議案第8号 令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第15 委員会提出議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件
- 日程第16 閉会中調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

2番	菅原隆文	3番	寿松木孝
4番	藤原明	5番	吉田清孝
6番	渡部正明	8番	湊貴信
9番	西村武	12番	佐藤元
14番	小笠原憲昭	15番	伊藤敏夫
16番	佐々木文明	17番	田川政幸
18番	森田新一郎	19番	渡邊彦兵衛
20番	畠山菊夫	21番	齋藤多聞
22番	高橋浩人	24番	阿部養助
25番	佐々木謙吉		

欠席議員（6名）

1番	岩谷政良	7番	関厚
10番	後藤健	11番	黒澤芳彦
13番	黒沢龍己	23番	松田知己

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積志	副広域連合長	鈴木雄大
副広域連合長	佐々木哲男	事務局長	伊藤健
事務局次長 兼会計管理者	佐々木浩幸	総務課長 兼会計室長	根陽逸
業務課長	芹田英一		

議会担当職員出席者

議会書記	石田正人	議会書記	佐々木励二
------	------	------	-------

午後 3 時 0 0 分 開 会

○議長（佐藤 元） ただいまの出席議員は 19 名です。定足数に達していますので、これから令和 4 年 2 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長（佐藤 元） 議事に先立ちまして、令和 3 年 10 月定例会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

2 市議会において広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介します。選挙実施年月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

湯沢市議会議長の渡部正明議員。

横手市議会議長の寿松木孝議員。

以上、2 名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしく願いいたします。

日程第 1 議席の指定（新議員）

○議長（佐藤 元） 日程第 1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、寿松木孝議員は 3 番、渡部正明議員は 6 番と指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 元） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、佐々木謙吉議員、齋藤多聞議員の 2 名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（佐藤 元） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（佐藤 元） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第5 提案理由の概要説明

○議長（佐藤 元） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を設定する件から議案第8号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 令和4年2月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

初めに、保険料率の改定についてであります。今年度は、令和4年度及び5年度の保険料率の改定年度であり、算定に当たっては、国が示した諸係数を勘案し、被保険者や医療費等の動向を見極めながら作業を進めてまいりました。令和4年度から団塊の世代に当たる方が新たに被保険者となることから、被保険者数は増加する見込みであり、1人当たり医療費も、保険料率の算定に当たり国から示された数値では、診療報酬のマイナス改定や窓口負担の引上げを加

味しながらも若干の増加傾向にあることにより、医療費総額も増加するものと見込んでおります。

また、被保険者の健康の保持増進を図るため、生活習慣病の発症や重症化の予防など、高齢者の心身特性に応じた保健事業は今後ますます重要度を増しており、その取組を強化することが、健康寿命の延伸はもとより医療費の適正化にもつながり、医療保険財政の安定的で健全な運営に寄与するものと認識しております。

このような見通しのもとで、令和4年度及び5年度の保険料必要額を算定したものでありますが、現役世代の負担軽減のため、後期高齢者負担率が引き上げられたことなどにより、保険料増加抑制財源として剰余金を活用してもなお、前回改定に引き続き保険料率を全体として引き上げざるを得ない状況にあることから、本定例会に関係条例の一部改正案を提案したものであります。制度の安定的な運営のため、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、令和4年度における高齢者保健事業の取組についてであります。

初めに、令和2年度から本格的に開始している高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施事業については、全市町村での実施を目指しているものであり、令和4年度は、2町増の21市町村に拡大するものであります。

健康診査事業については、引き続き健診費用を補助することで全市町村を支援するものであります。

また、健診受診率の低い3市において、令和3年度に引き続き、AIを活用した受診率向上対策の事業を行います。

健康づくり訪問指導事業については、医療機関の重複頻回多受診者、高血圧症の未治療者及び多剤服薬者を対象に、高齢者の特性に着目した保健指導を引き続き実施してまいります。

低栄養防止・重症化予防等推進事業については、糖尿病の重症化を防ぐため、医療機関への受診勧奨や保健指導の対象者を増やすほか、新たに高血圧症の重症化予防のため、未治療者への受診勧奨を行うなど、内容を拡充することとしております。

最後にメディア広報事業であります。令和4年度もテレビCM及びポスターを活用した広報活動を行い、被保険者等の情報取得の支援や健康診査受診への意識づけを促し、行動変容につなげてまいります。

保健事業については、引き続き県や市町村など関係機関との連携のもと、充実を図ってまいります。

次に、窓口の2割負担についてであります。施行期日を令和4年10月1日と定める政令が公布され、これに伴って、被保険者証も来年度は全被保険者に対して2回発行することが決まったほか、2割負担となったため自己負担が一定額以上増加した被保険者に、配慮措置として支給する高額療養費に係る振込先口座の事前登録なども行うこととしております。これからこれらの準備作業を各市町村と協力して行うものですが、目下、新型コロナウイルス感染症の第

6波、オミクロン株による感染が急拡大しているため、感染者や濃厚接触者の増加だけでなく、学校や保育所の休校・休園、学級閉鎖などによる子供の世話のため、出勤できない職員が増え、業務に支障を来す事業所も増えてきているようであります。各市町村におかれましても、コロナ禍における事務事業の継続についてご留意いただきますようお願いいたします。

さて、今議会には、条例案3件、単行案1件、令和3年度補正予算案2件、令和4年度当初予算案2件の以上8件を提案いたしております。

初めに、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を設定する件についてであります。

これは、地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるためこの条例を設定しようとするものであります。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため改正しようとするものであります。

次に、議案第3号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、令和4年度及び令和5年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、賦課限度額を改めるため改正しようとするものであります。

次に、議案第4号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、マイナンバーカード未取得の後期高齢者に対する交付申請書送付に係る経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第5号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、一般会計の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、前年度決算の剰余金の精算に伴う共通経費負担金と繰越金との財源振替及び事業費の決算見込みに伴い、歳入歳出予算の均衡を図るために行うものであります。

また、債務負担行為として、11件を設定するものであります。

次に、議案第6号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、共通経費充当事業の決算見込みに伴うもののほか、療養給付費等の実績確定に伴う国・県等への返還金、保健事業費等の実績見込み、令和3年度に繰り越した剰余金の財

政調整基金への積立金などを計上したものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ64億1,615万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,533億7,491万円とするものであります。

また、債務負担行為として、6件を設定するものであります。

次に、議案第7号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億4,416万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款分担金及び負担金として市町村負担金を5億4,157万4,000円、3款諸収入として、事務局職員の宿舍使用料負担金など258万8,000円を計上いたしております。

歳入につきましては以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款議会費として、議員報酬及び議会開催の経費など98万4,000円、2款総務費として、事務局職員の人件費を初めとする事務局経費などの総務管理費を1億8,562万2,000円、選挙費として7万2,000円、監査委員費として13万円、3款民生費については、秋田県国民健康保険団体連合会への業務委託経費や負担金など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金として3億5,435万5,000円、4款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては以上であります。

また、債務負担行為として1件を設定するものであります。

次に、議案第8号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,479億1,377万5,000円とするものであります。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を100億円とするものであります。

併せて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款市町村支出金として、市町村負担金を256億3,925万6,000円、2款国庫支出金として514億1,405万1,000円、3款県支出金として125億728万8,000円、4款支払基金交付金として、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を575億1,435万円、5款特別高額医療費共同事業交付金として3,473万7,000円、6款繰入金として一般会計繰入金を3億5,435万5,000円、基金繰入金を3億2,879万2,000円、9款諸収入として1億2,094万3,000円を

計上しております。

歳入につきましては以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款総務費として、秋田県国民健康保険団体連合会への業務委託経費や負担金など5億2,757万5,000円、2款保険給付費として、療養諸費、高額療養諸費及びその他医療給付費を1,466億6,850万7,000円、4款特別高額医療費共同事業拠出金として6,507万円、5款保健事業費として6億2,331万1,000円、6款公債費として176万7,000円、7款諸支出金として2,454万4,000円、8款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては以上であります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第6 一般質問

○議長（佐藤 元） 日程第6、一般質問を行います。通告がございませんので、以上で一般質問を終了いたします。

日程第7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を設定する件から

日程第14 議案第8号 令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで

○議長（佐藤 元） 日程第7、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を設定する件から、日程第14、議案第8号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上8件を一括議題といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

の公表に関する条例を設定する件から、日程第14、議案第8号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上8件を一括して議題といたします。

これより議案第1号から議案第8号までに対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で質疑を終了いたします。

これより議案第1号から議案第8号までに対する討論を行います。通告がございませんので、以上で討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を設定する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は承認されました。

次に、議案第5号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 委員会提出議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件

○議長（佐藤 元） 日程第15、委員会提出議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定に基づき、提出者の説明は省略したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

質疑通告等のため、暫時休憩いたします。

【午後3時19分 休憩 ・ 午後3時19分 再開】

○議長（佐藤 元） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、委員会提出議案第1号の議事を継続いたします。

これより委員会提出議案第1号に対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で、質疑を終了いたします。

これより委員会提出議案第1号に対する討論を行います。通告がございませんので、以上で、討論を終了いたします。

これより委員会提出議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 閉会中調査の件

○議長（佐藤 元） 日程第16、閉会中調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（佐藤 元） 広域連合長から発言の申し出がありますので発言を許します。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切な決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

負担と給付のバランスや世代間の公平性の見直しとして行われる窓口負担の2割化や、今回の保険料率改定は、いずれも後期高齢者の負担となるものであることから、当広域連合では、丁寧な説明と周知・広報に努めるとともに、後期高齢者の健康の保持増進と健全な財政運営のため、市町村や関係機関と連携しながら、いただいた保険料を財源とする各種保健事業の充実や医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。本日はまことにご苦労さまでございました。

閉 会

○議長（佐藤 元） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで令和4年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時31分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員